

## 阿波市暴力団等排除措置要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、阿波市が締結する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等の調達契約並びに財産の買入れ、借入れ、売払い及び貸付契約等(以下「本市契約等」という。)から暴力団等の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者等 本市契約等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5又は第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格を有する者並びに本市が行う競争入札等の参加資格を有する者等をいう。
- (2) 委員会 阿波市建設工事請負業者選定要綱(平成17年阿波市告示第12号)第8条に規定する建設工事審査委員会をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 契約権者 市長又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者及び水道事業管理者、教育長等をいう。

### (排除措置)

第3条 市長は、有資格者等が別表に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、委員会の議を経て、当該有資格者等を本市契約等から排除する措置(以下「入札等排除措置」という。)を行うものとする。

- 2 前項の規定は、入札等排除措置を受けた者を構成員として含む法人その他の団体についても適用する。

### (排除措置の解除)

第4条 市長は、前条第1項の規定に基づき入札等排除措置を行った有資格者等(以下「入札等排除者」という。)について、入札等排除措置を行った日から別表に定める期間を経過し、かつ、当該入札等排除者から入札等排除措置の解除の申出があり、別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札等排除措置を解除することができる。

- 2 前項の場合において、市長は別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札等排除者に対して求めることができる。

### (勧告措置等)

第5条 市長は、入札等排除措置を行わない場合において、この告示の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の議を経て、当該有資格者等に対し、必要な措置を勧告し、又は注意を喚起することができる。

(有資格者等の審査における排除)

第6条 契約権者は、有資格者等の審査に際し、入札等排除措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第7条 契約権者は、一般競争入札を行うに際しては、入札等排除者の入札参加資格を認めてはならない。

- 2 契約権者は、入札参加資格を認めた者が、契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。
- 4 前3項の規定は、入札等排除者を構成員とする法人その他の団体についても適用する。
- 5 第2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札等排除者に通知するものとする。
- 6 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第8条 契約権者は、指名競争入札を行うに際しては、入札等排除者を指名してはならない。

- 2 契約権者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、指名の取消し又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 前2項の規定は、入札等排除者を構成員とする法人その他の団体についても適用する。
- 4 第2項の規定により指名の取消しその他の措置を行ったときは、入札等排除者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約権者は、随意契約を行うに際しては、入札等排除者又は別表に掲げる措置要件に該当するものとして警察から情報提供があった者(以下「排除対象該当者」と総称する。)をその相手方としてはならない。ただし、排除対象該当者の所有する土地を用地買収する必要がある場合等、当該契約の目的及び内容から排除対象該当者を随意契約の相手方とする必要がある場合を除く。

- 2 前項の規定は、排除対象該当者を構成員とする法人その他の団体についても適用する。

(下請負等の禁止)

第10条 契約権者は、排除対象該当者が、本市契約等の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をし、又は委任(二次以降の委任を含む。以下同じ。)をすることを承認しないものとする。

2 前項の規定は、排除対象該当者を構成員とする法人その他の団体についても適用する。

( 契約等の解除及び取消し )

第 11 条 市長は、本市契約等の相手方が別表に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、委員会の議を経て、当該契約等の解除又は取消しをすることができる。

( 下請負契約等に関する契約解除 )

第 12 条 市長は、契約後に下請負人等が排除対象該当者に当たることが判明したときは、契約の相手方に対し、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は契約を解除させるための措置を講じるよう求めなければならない。

2 市長は、契約の相手方において、下請負人等が排除対象該当者に当たるとを知りながら契約し、若しくは契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは契約を解除させるための措置を講じないときは、委員会の議を経て、当該契約等の解除又は取消しをすることができる。

( 指定管理者等への指示 )

第 13 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定により入札等排除措置を行ったときは、指定管理者及び指定出資法人に対して、その所管部局長を通じて同様の措置を行うよう指示するものとする。

( 不当介入に対する措置 )

第 14 条 契約権者は、本市契約等の相手方に対し、当該契約等の履行に当たり、暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに本市へ報告するとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約権者は、本市契約等の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該契約等の相手方に対し、当該下請負人等が前項の規定による措置を行うよう指導しなければならない。

3 契約権者は、前項の規定による指導を行ったときは、当該契約等の相手方に対し、本市へその旨報告するよう指導しなければならない。

4 契約権者は、本市契約等の相手方又は下請負人等が第 1 項又は第 2 項の不当介入を受け、これらの規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じることができる。

( 関係機関との連携 )

第 15 条 市長は、この告示の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連絡及び調整を行うものとする。

( 入札等排除措置等の公表 )

第 16 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定に基づき入札等排除措置を行ったときは、その商

号又は名称（所在地及び代表者名等を含む。）入札等排除措置の事由及び入札等排除措置の期間等を公表するものとする。ただし、阿波市個人情報保護条例（平成 17 年阿波市条例第 196 号）の趣旨及び目的に照らし公表することが適切でない情報は、除くものとする。

- 2 前項の規定は、第 11 条の規定により契約の解除又は取消しをした者についても適用する。

（入札等排除措置等の通知）

第 17 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定に基づく入札等排除措置を行ったとき又は第 5 条の規定に基づく勧告措置等を行ったときは、遅滞なく当該有資格者等に通知するものとする。

（その他）

第 18 条 この告示に定めのない事項又はこの告示により難しい場合は、委員会の議を経て措置を決定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱の廃止）

- 2 阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成 17 年告示第 19 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この告示の施行の際、現に前項の規定による廃止前の阿波市発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱の規定により指名停止を受けている者については、入札等排除者とし、第 4 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定を適用する。

別表（第3条、第4条関係）

措置要件	措置
1 有資格者等又はそれらの役員等が、暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格者等又はそれらの役員等が、自己若しくは自社又は第三者の業務に関し、財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するためなどに暴力団員を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 有資格者等又はそれらの役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 有資格者等又はそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
5 有資格者等又はそれらの役員等が、下請契約、資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号までの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
6 有資格者等が阿波市暴力団等排除措置要綱第5条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで